

戦没者などの遺族に対する 特別弔慰金

第十二回特別弔慰金の請求受付中です。

支給対象者

令和7年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けるかたがいない場合に、次の先順位のご遺族に支給されます。

- 1 弔慰金の受給権を取得したかた
- 2 子
- 3 生計関係のあった①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 4 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族で1年以上生計関係のあったかた

支給内容 額面27万5,000円
5年償還の記名国債

請求期限 令和10年3月31日

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときに申請し、承認されると保険料が免除されます。

免除

保険料の全額または一部が免除されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

納付猶予

50歳未満のかた(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

※どちらも過去2年1か月前の分まで遡って申請できます。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

2/5

皆野高校 60年を振り返る

皆野高校は令和8年3月で閉校舎となり、4月からは秩父高校と統合して歴史をつないでいきます。そこで、5回にわたり皆野高校60年の歩みを振り返ります。

皆野町に全日制の高校が開校 「分校からのスタート」

秩父東高校皆野分校として皆野町に全日制の高校が開校し、昭和41年4月商業科定員男子50名、1期生54名が入学しました。当時の設楽町長を始め皆野町当局の高校設置に関する意気込みは極めて強く、県立移管に向けて着々と準備を進めていました。当時の町議会定例会で設楽町長は「県立移管に必要な校地は・・・1万5千坪であります。現在は(旧皆野中学校)校舎940坪、校庭6200坪ですから、いざいざ拡張しなければなりません。早い機会に処理したい・・・」と述べており、皆野高校設置への強い期待が伺われます。

皆野分校2年目の生徒定員は、前年10月の高等学校組合会議で男子2クラスと決定していましたが、2月の入学志願者調査で皆野分校への入学希望者が定員の1.7倍と極めて高く、地元の要望を受けて組合会議で急遽1クラス増の3クラスを採択、県の了解も得られました。これには将来、皆野高校とするに足る生徒数をぜひ確保したいという皆野町当局の熱望が大きな力となったわけです。この時点で町当局は男女共学を打ち出しています。

授業時間は1年目70分授業、2年目は当時としてはユニークな授業形態を採用しており、前期65分、後期55分の2期制で1日5時限、土曜日は3時限を習熟度別クラス編成による授業、さらに月曜日と土曜日以外は6時限目を設定し、全校体育や合唱時間にあてるなど工夫した授業に取り組んでいます。生徒会も発足し、5月8日に初めての役員選挙を行い、学校行事も武甲登山、修学旅行、文化祭、予餞会、スキー教室などが東高本校と合同開催。運動会は女子生徒を皆野分校に迎えて実施。9月に校歌が完成。当時、歴史も伝統もなく生徒も職員も初めての事ばかりで失敗も多く、毎日放課後は職員会議。何とか学校を立派にしよう、他校に負けないようにしようとする全員で取り組んでいました。他校の先生から「あんなの高校じゃねえよ」と言われて悔しい思いをした事もあったと記念誌に書かれています。若い先生が多く、余計に「みんなで何とかしよう」という気持ちで取り組んでいた皆野高校の分校時代です。



2代目皆野高校校舎(昭和42年4月～45年8月使用)
現在の皆野町役場に建てられていた
旧皆野中学校を使用

寄稿 皆野高校校長 浅見和義